

## 吹田市国民健康保険条例の一部改正について

## 1 概要

国民健康保険広域化及び税制改正に伴い、吹田市国民健康保険条例を一部改正し、併せてその他規定整備をするものです。

## 2 改正内容

## (1) 保険料率

均等割と平等割の比率の変更

現行 医療分・支援金分 17.5 : 32.5 介護分 21 : 29

改正(案) 医療分・支援金分 20 : 30 介護分 27 : 23

(6年間で医療分・支援金分 30 : 20、介護分 50 : 0に移行)

## 年度別賦課割合一覧表(予定)

## 医療分、後期支援金分

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
被保険者均等割	15	17.5	20	22.5	25	27.5	30
世帯別平等割	35	32.5	30	27.5	25	22.5	20

## 介護分

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
被保険者均等割	15	21	27	33	39	45	50
世帯別平等割	35	29	23	17	11	5	0

## (2) 国民健康保険料の賦課限度額の引上げ

## ア 変更点

<限度額の引上げ>

医療分 58万円→61万円

介護納付金 16万円 据置き

後期高齢者医療支援金等 19万円 据置き

合計 93万円→96万円 (3万円の引上げ)

## イ 改正に伴う影響

(ア) 一定以上の所得層に対して保険料が3万円の引上げとなる。

1人世帯 給与所得約645万円(給与収入約850万円)以上

2人世帯 給与所得約622万5千円(給与収入約825万円)以上

が引上げられる。

※ 対象世帯数: 約1,160世帯(国保世帯約44,300世帯のうち2.6%)

(イ) 7割軽減及び、限度額世帯以外の保険料が引下げられる。

※ 対象世帯数: 約29,600世帯(国保世帯約44,300世帯のうち67%)

(3) 軽減判定所得の見直し

所得が一定基準以下の世帯に対して、政令・条例に基づき均等割・平等割（世帯割）の保険料をそれぞれ7割・5割・2割を軽減する措置があります。

ア 変更点

軽減のうち、5割軽減と2割軽減の所得基準を次のとおり見直し、対象者を拡大する。（7割軽減の基準は据置き）

(7) 5割軽減の所得基準

<現行>

世帯主と被保険者の所得合計が、  
基礎控除額（33万円）  
+  $\boxed{27\text{万}5\text{千円}}$  ×（被保険者数+特定同一世帯所属者数 ※1）以下

<改正案>

世帯主と被保険者の所得合計が、  
基礎控除額（33万円）  
+  $\boxed{28\text{万円}}$  ×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下

(i) 2割軽減の所得基準

<現行>

世帯主と被保険者の所得合計が、  
基礎控除額（33万円）  
+  $\boxed{50\text{万円}}$  ×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下

<改正案>

世帯主と被保険者の所得合計が、  
基礎控除額（33万円）  
+  $\boxed{51\text{万円}}$  ×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下

イ 改正に伴う影響

軽減基準額が拡大されることに伴い、低所得者に係る保険料が引下げられる。

※ 軽減世帯数（7割・5割・2割）

現行約 24,900 世帯 → 改正後約 25,100 世帯

・新たに2割軽減となる世帯……………約 200 世帯

・2割軽減 → 5割軽減に移行する世帯……約 100 世帯

※1 特定同一世帯所属者

これまで国民健康保険の被保険者であった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより国民健康保険を喪失し、それ以降も継続して同一世帯に属される方のこと。

上記の軽減判定時に、特定同一世帯所属者の人数も含めて軽減基準額を乗ずるようにしている。

従前の軽減判定では、後期へ移行した時点で国民健康保険を喪失し、軽減基準額を乗ずることができないため、平成20年度の後期高齢者医療制度発足時にできた制度。

現	行	改 正 案
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の35に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の65に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所屬者(法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の40に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の60に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所屬者(法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除</p>	<p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の40に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の60に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所屬者(法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除</p>

現	行	改正案
<p>して得た額</p> <p>イ } ウ } 2 } 3 }</p> <p>-----略-----</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第12条の5 第10条又は第12条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第16条の2第1項において同じ。)は、<u>580,000円</u>を超えられない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第12条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の<u>100分の35</u>に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第3項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の<u>100分の65</u>に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第3項第2号の世帯別平等割総額として、</p>	<p>して得た額</p> <p>イ } ウ } 2 } 3 }</p> <p>-----略-----</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第12条の5 第10条又は第12条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第16条の2第1項において同じ。)は、<u>610,000円</u>を超えられない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第12条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の<u>100分の40</u>に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第3項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の<u>100分の60</u>に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第3項第2号の世帯別平等割総額として、</p>	<p>は改正箇所</p>

現 行	改 正 案
<p>当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ } ウ } 2</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第12条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の42に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の258に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち</p>	<p>当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ } ウ } 2</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第12条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の54に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の46に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち</p>

改正案

現行

基礎課額は、第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎課額から、それぞ  
れ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の5の基  
礎課限度額を超える場合には、当該基礎課限度額）とする。

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発  
生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保  
険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規  
定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第  
313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和  
40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらない  
ものとし、山林所得金額及び国民健康保険法施行令第29条の7第5項第1号に  
規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の  
所得と区分して計算される所得の金額」という。）の算定についても同様とす  
る。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の  
金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係  
る保険料の納付義務者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者  
のうち、当該年度の基礎課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの  
の数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額

ア }  
イ }  
-----略-----

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算さ  
れる所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、  
275,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生  
した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険  
者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を  
超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者につ  
いては、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度の基礎

基礎課額は、第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎課額から、それぞ  
れ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の5の基  
礎課限度額を超える場合には、当該基礎課限度額）とする。

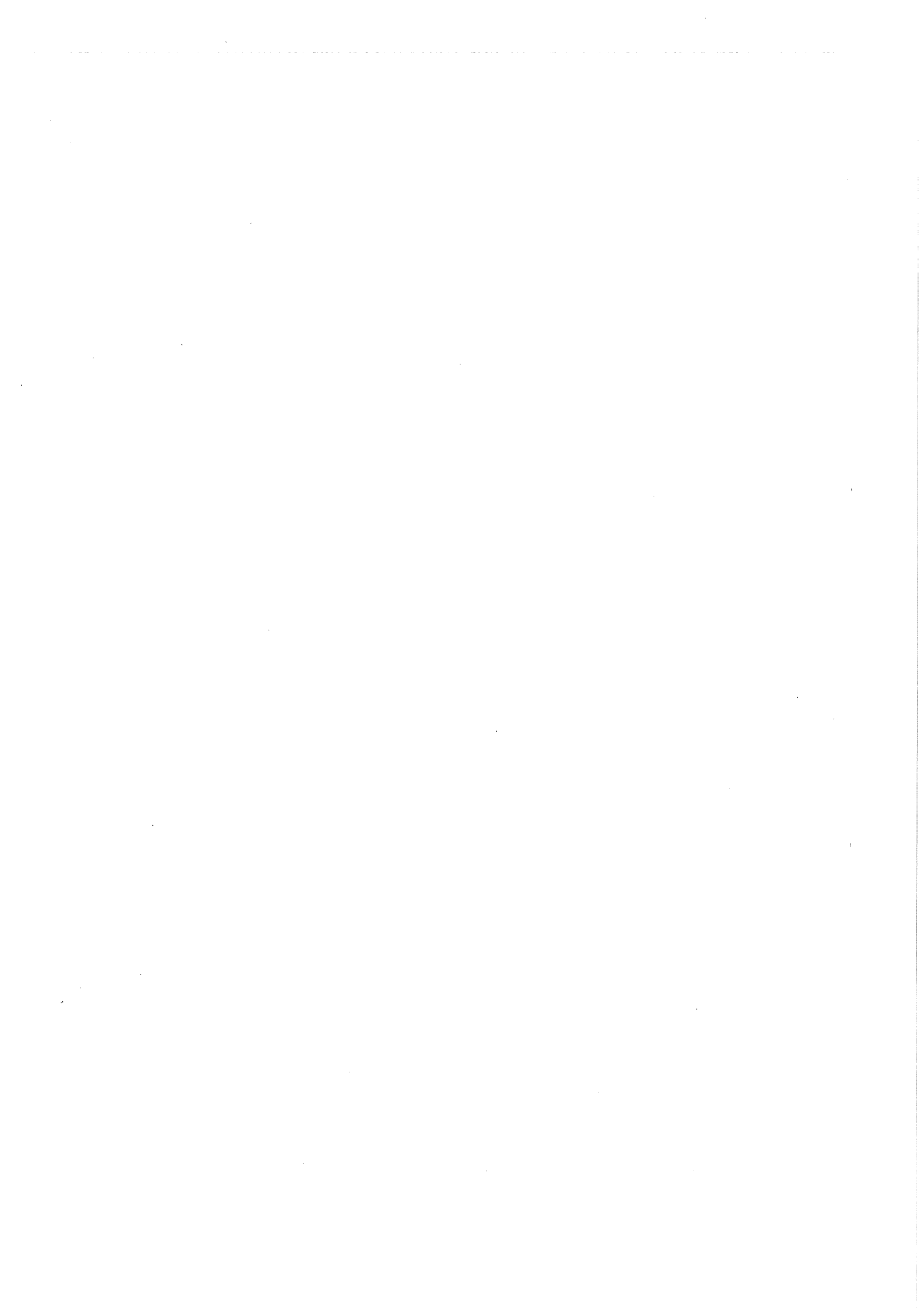
(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発  
生した場合には、その発生した日とする。以下この項において同じ。）現在にお  
いて当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法  
第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者  
控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せ  
ず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第  
4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び国民健康保険法施行令第  
29条の7第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額  
（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）

の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と  
区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項の規定  
による基礎控除額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者については、アに掲  
げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度の基礎課額の被保険  
者均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算  
した額

ア }  
イ }  
-----略-----

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算さ  
れる所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項の規定による基礎控  
除額に、280,000円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する  
被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た  
金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の  
者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分

現 行	改 正 案
<p>賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ } -----略-----</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、500,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）</u>現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ } -----略-----</p> <p>2 } 3 } 5 }</p>	<p>の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ } -----略-----</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項の規定による基礎控除額に、510,000円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</u></p> <p>ア } イ } -----略-----</p> <p>2 } 3 } 5 }</p>





## 平成 31 年度（2019 年度）吹田市国民健康保険特別会計予算編成について

## 予算編成の考え方

平成 30 年 4 月の国民健康保険制度改正による広域化に伴い大阪府が市町村とともに共同保険者となりました。府が財政運営の責任主体となり、国民健康保険事業運営のため各市町村が府に事業費納付金を納め、保険給付・保健事業に要する費用に対し府より保険給付費等交付金が交付されます。

## 1 平成 31 年度保険料の算定

## (1) 納めるべき事業費納付金

府は国民健康保険事業を運営するための府全体の経費から国費等の公費を差し引き、市町村ごとの被保険者数、世帯数及び所得水準で按分し、市町村ごとの納付金の額を決定します。

吹田市の納めるべき納付金

医療分（一般のみ）	6,855,338 千円
支援金分（一般のみ）	2,128,222 千円
介護分	784,909 千円
（別途退職被保険者に係る保険料	8,135 千円）
計	9,776,604 千円

## (2) 保険料の算定 3 ページ参照

市町村は事業費納付金を支払うため、補助金等ほかの収入を差し引き、保険料を計算します。

## (3) 平成 31 年度における保険料の見直し必要額 4 ページ参照

一人当たり月額調定額	+292 円（平成 30 年度比）
一人当たり月額調定額の改定率	+ 2.74%（平成 30 年度比）
（内訳） 医療分	+ 1.28%
支援金分	△ 2.34%
介護分	+10.93%

※ 上記は一人当たり月額調定額の対前年度改定案であり、保険料率の改定案については、6～7 ページとなります。

## 2 主な変動要因

## (1) 被保険者数の減少

府内の推計被保険者数 194.3 万人（前年比 △10.6 万人）

- (2) 一人当たり医療費の伸び率 +2.3%
- (3) 一人当たり費用 約 1.1 万円の増
  - 保険給付費の増加 (約 1.5 万円) … 保険料の増要因
  - 介護納付金の増加 (約 0.6 万円) … 保険料の増要因
  - 国公費の増加 (約 0.9 万円) … 保険料の減要因
  - 前期高齢者交付金の増加 (約 0.1 万円) … 保険料の減要因

### 3 平成 31 年度の取組について

第二期データヘルス計画に基づき、以下の事業を実施していきます。

#### (1) 特定健康診査、特定保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律に定められている事業で、大阪府国民健康保険運営方針において「別に定める基準」(以下、「大阪府共通基準」という。)で定められた保健事業であり、引き続き実施し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上に努めます。

特定健康診査の受診率は下降気味のため、より効果的な受診勧奨が行えるよう受診勧奨対象者の抽出も含めた受診勧奨の外部委託を行います。

特定保健指導については平成 30 年 11 月から外部委託を開始し、更なる受講率向上につながるよう積極的な勧奨を行います。

#### (2) 特定健診フォローアップ事業、糖尿病性腎症重症化予防事業

非肥満血圧血糖高値者に対する医療機関への受診勧奨をする特定健診フォローアップ事業、かかりつけ医や専門医と連携し、より効果的な保健指導を実施する糖尿病性腎症重症化予防事業を引き続き実施してまいります。

#### (3) 健診助成事業、人間ドック助成事業

吹田市各種がん検診等一部負担金の助成及び大阪府共通基準である人間ドック費用の一部助成を引き続き実施してまいります。

#### (4) 医療費通知事業、後発医薬品差額通知事業

大阪府共通基準の保健事業であり、引き続き実施していきます。

一般被保険者にかかる保険料の算定

①支出見込額(介護分は退職含む)

(単位:千円)

	医療分	支援金分	介護分
保険給付費	23,788,168		
事業費納付金	6,855,338	2,128,222	784,909
保健事業費	350,236		
公債費	70		
還付金	40,000		
予備費	15,000		
繰上充用金	475,940	42,983	10,803
計	31,524,752	2,171,205	795,712

②収入見込額(介護分は退職含む)

(単位:千円)

国庫支出金	1		
府支出金	24,264,345		
一般会計繰入金(保険料減免分を除く)	630,169		
基盤安定繰入金(保険者支援分)	506,000	170,000	51,000
その他収入	287,428	79,228	41,977
計	25,687,943	249,228	92,977

③賦課総額

①-②÷予定収納率(千円)	6,423,959	2,115,317	790,834
---------------	-----------	-----------	---------

(単位:千円)

A 基盤安定繰入金(保険料軽減分)	969,000	324,000	100,000
B 普通交付金、一般会計繰入金(保険料減免分)	172,399	57,669	18,871
C (A+B)÷予定収納率	1,256,217	420,063	133,773

④収納を確保する保険料

(③-C)×予定収納率(千円)	4,695,410	1,540,308	583,864
-----------------	-----------	-----------	---------

⑤保険料調定額

④÷予定収納率(千円)	5,167,742	1,695,255	657,061
-------------	-----------	-----------	---------

D 被保険者数見込(人)	69,000	69,000	20,600
--------------	--------	--------	--------

⑥被保険者1人当たり年額調定額

⑤÷D(円)	74,895	24,569	31,896
--------	--------	--------	--------

⑦被保険者1人当たり月額調定額

⑥÷12(円)	6,241	2,047	2,658
---------	-------	-------	-------

前年度月額調定額	6,162	2,096	2,396
調定額対前年度比(%)	1.28	-2.34	10.93

予定収納率	90.86%	90.86%	88.86%
-------	--------	--------	--------

平成13年度(2001年度)～平成30年度(2018年度)、平成31年度(2019年度)改定案

吹田市国民健康保険料 被保険者1人当たりの月額調定額推移

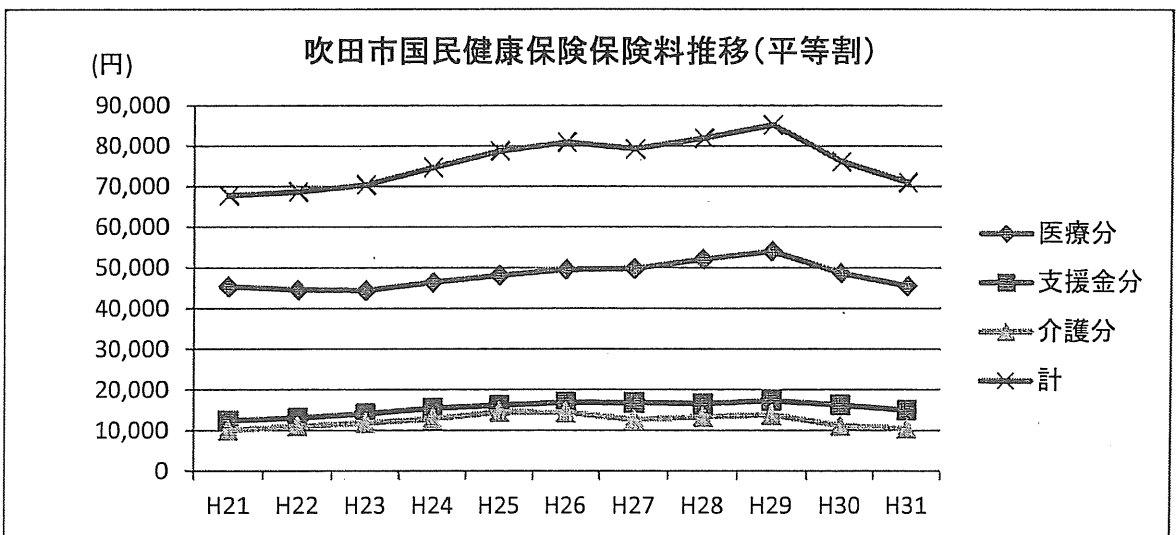
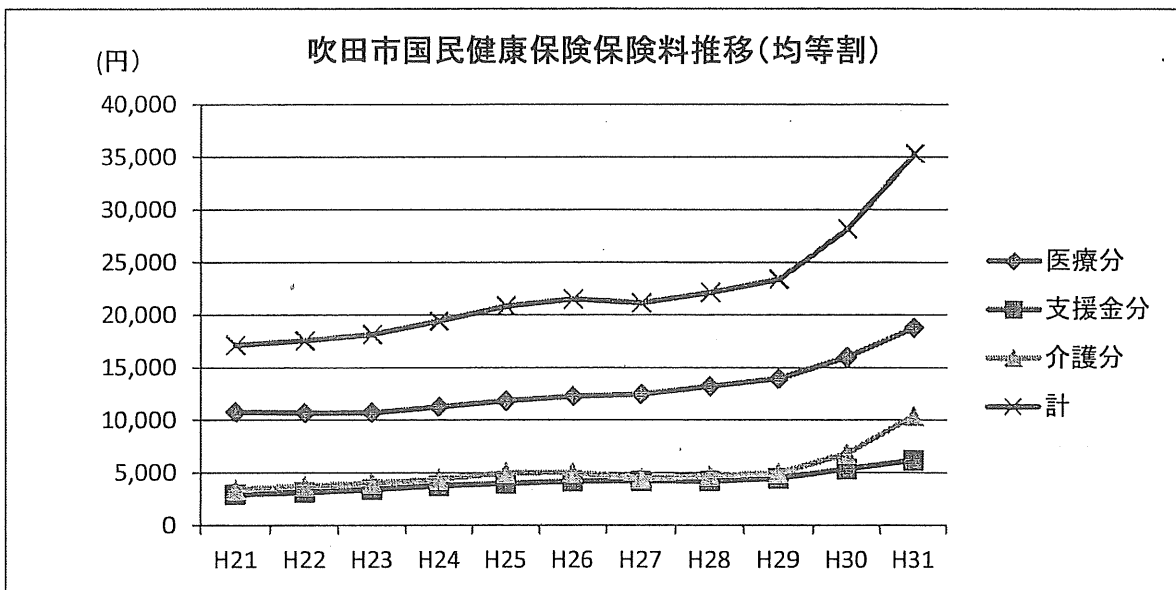
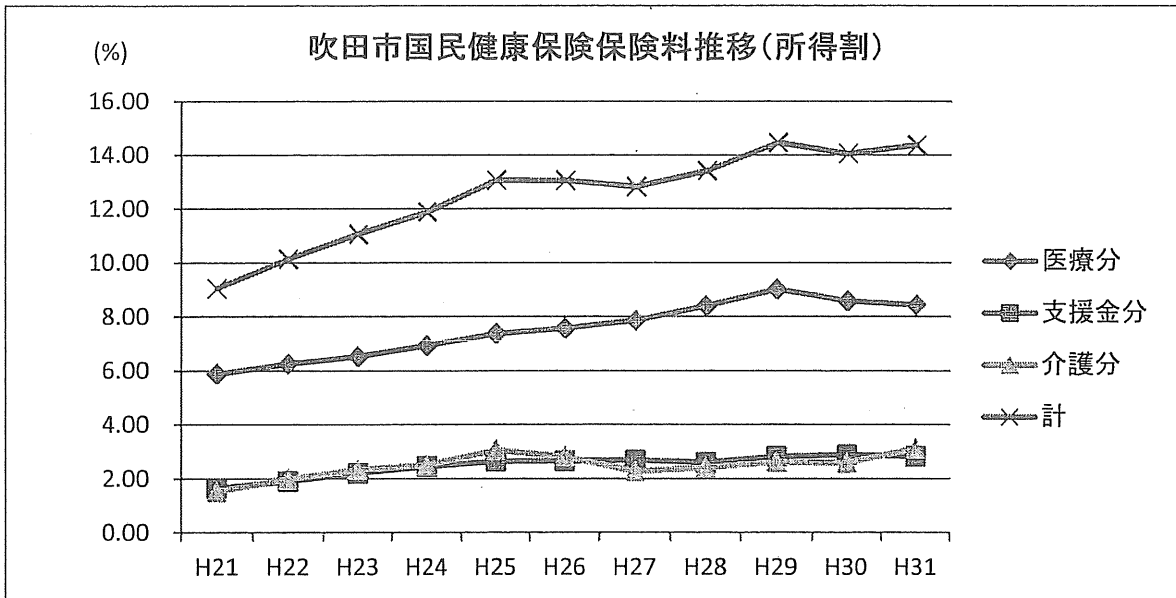
(単位:円)

	医療分	改定率	支援金分	改定率	医療 + 支援金 の計	改定率	介護分	改定率	合計	改定率
平成13年度 (2001年度)	6,086	0.00%			6,086	0.00%	1,286	2.31%	7,372	0.39%
平成14年度 (2002年度)	6,086	0.00%			6,086	0.00%	1,327	3.19%	7,413	0.56%
平成15年度 (2003年度)	6,086	0.00%			6,086	0.00%	1,395	5.12%	7,481	0.92%
平成16年度 (2004年度)	6,086	0.00%			6,086	0.00%	1,642	17.71%	7,728	3.30%
平成17年度 (2005年度)	6,086	0.00%			6,086	0.00%	1,819	10.78%	7,905	2.29%
平成18年度 (2006年度)	6,086	0.00%			6,086	0.00%	1,856	2.03%	7,942	0.47%
平成19年度 (2007年度)	6,086	0.00%			6,086	0.00%	1,830	-1.40%	7,916	-0.33%
平成20年度 (2008年度)	4,848	-20.34%	1,238	皆増	6,086	0.00%	1,649	-9.89%	7,735	-2.29%
平成21年度 (2009年度)	4,915	1.38%	1,367	10.42%	6,282	3.22%	1,683	2.06%	7,965	2.97%
平成22年度 (2010年度)	4,915	0.00%	1,386	1.39%	6,301	0.30%	1,842	9.45%	8,143	2.23%
平成23年度 (2011年度)	4,915	0.00%	1,503	8.44%	6,418	1.86%	2,021	9.72%	8,439	3.64%
平成24年度 (2012年度)	5,210	6.00%	1,647	9.58%	6,857	6.84%	2,122	5.00%	8,979	6.40%
平成25年度 (2013年度)	5,395	3.55%	1,696	2.98%	7,091	3.41%	2,307	8.72%	9,398	4.67%
平成26年度 (2014年度)	5,573	3.30%	1,818	7.19%	7,391	4.23%	2,277	-1.30%	9,668	2.87%
平成27年度 (2015年度)	5,573	0.00%	1,810	-0.44%	7,383	-0.11%	1,925	-15.46%	9,308	-3.72%
平成28年度 (2016年度)	5,950	6.76%	1,840	1.66%	7,790	5.51%	2,084	8.26%	9,874	6.08%
平成29年度 (2017年度)	6,162	3.56%	1,956	6.30%	8,118	4.21%	2,120	1.73%	10,238	3.69%
平成30年度 (2018年度)	6,162	0.00%	2,096	7.16%	8,258	1.72%	2,396	13.02%	10,654	4.06%
平成31年度 (2019年度) 改定案	6,241	1.28%	2,047	-2.34%	8,288	0.36%	2,658	10.93%	10,946	2.74%
前年度 との差	+79		▲49		+30		+262		+292	



平成21年度(2009年度)～平成30年度(2018年度) 平成31年度(2019年度)改定案 吹田市国民健康保険 吹田市国民健康保険 保険料率等推移

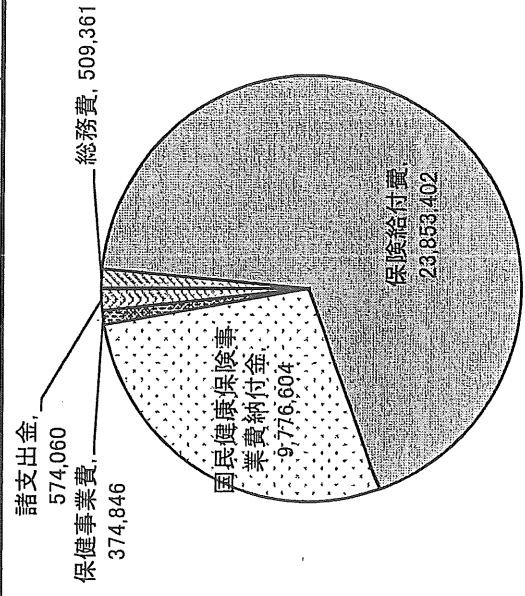
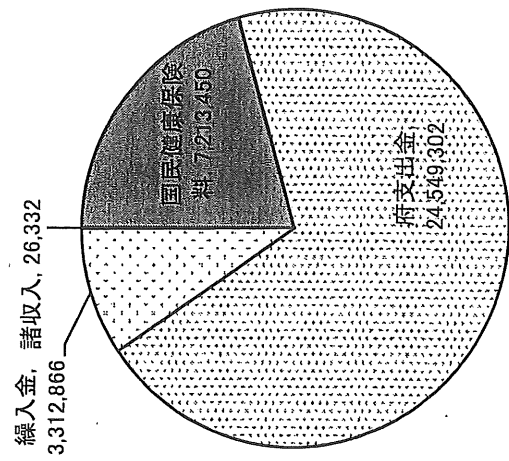
	平成 21年度 (2009年度)	平成 22年度 (2010年度)	平成 23年度 (2011年度)	平成 24年度 (2012年度)	平成 25年度 (2013年度)	平成 26年度 (2014年度)	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度) 改定案	
所得割率 (%)	医療分	5.88	6.25	6.52	6.93	7.37	7.57	7.86	8.40	8.58	8.43	
	支援金分	1.64	1.90	2.20	2.45	2.64	2.66	2.69	2.60	2.89	2.82	
	介護分	1.53	1.98	2.34	2.50	3.05	2.82	2.27	2.41	2.62	3.12	
	計	9.05	10.13	11.06	11.88	13.06	13.05	12.82	13.41	14.45	14.05	14.37
均等割 (円)	医療分	10,797	10,688	10,719	11,279	11,844	12,278	12,471	13,216	13,944	15,993	18,759
	支援金分	2,948	3,138	3,409	3,756	3,975	4,190	4,217	4,204	4,473	5,349	6,177
	介護分	3,395	3,732	4,022	4,384	5,008	5,038	4,456	4,705	4,972	6,826	10,398
	計	17,140	17,558	18,150	19,419	20,827	21,506	21,144	22,125	23,389	28,168	35,334
平等割 (円)	医療分	45,350	44,547	44,376	46,384	48,085	49,519	49,746	52,039	54,007	48,662	45,506
	支援金分	12,380	13,080	14,112	15,444	16,138	16,900	16,822	16,552	17,323	16,275	14,985
	介護分	10,044	11,007	11,861	12,817	14,495	14,441	12,672	13,270	13,837	11,165	10,414
	計	67,774	68,634	70,349	74,645	78,718	80,860	79,240	81,861	85,167	76,102	70,905
賦課 限度額 (円)	医療分	470,000	500,000	500,000	510,000	510,000	510,000	520,000	540,000	540,000	580,000	610,000
	支援金分	120,000	130,000	130,000	140,000	140,000	160,000	170,000	190,000	190,000	190,000	190,000
	介護分	100,000	100,000	100,000	120,000	120,000	140,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000
	計	690,000	730,000	730,000	770,000	770,000	810,000	850,000	890,000	890,000	930,000	960,000



# 平成31年度(2019年度)吹田市国民健康保険特別会計当初予算(案)

(単位:千円)

歳 入		歳 出			
				項 目	項 目
項 目	金 額	割 合	項 目	金 額	割 合
(1) 国民健康保険料	7,213,450	20.6%	(1) 総務費	509,361	1.5%
(2) 一部負担金	2	0.0%	(2) 保険給付費	23,853,402	68.0%
(3) 使用料及び手数料	1,400	0.0%	(3) 国民健康保険事業費納付金	9,776,604	27.8%
(4) 国庫支出金	1	0.0%	(4) 共同事業拠出金	10	0.0%
(5) 府支出金	24,549,302	69.9%	(5) 保健事業費	374,846	1.1%
(6) 繰入金	3,312,866	9.4%	(6) 公債費	70	0.0%
(7) 諸収入	26,332	0.1%	(7) 諸支出金	574,060	1.6%
			(8) 予備費	15,000	0.0%
合 計	35,103,353	100.0%	合 計	35,103,353	100.0%





平成31年度(2019年度)吹田市国民健康保険特別会計当初予算(案)前年対比

歳入

(単位:千円)

項目		A 平成31年度 (2019年度) 当初予算案	B 平成30年度 (2018年度) 当初予算	A-B 対前年度増減
(1)	国民健康保険料	7,213,450	7,345,674	△ 132,224
(2)	一部負担金	2	2	0
(3)	使用料及び手数料	1,400	1,400	0
(4)	国庫支出金	1	1	0
(5)	府支出金	24,549,302	24,726,082	△ 176,780
(6)	繰入金	3,312,866	3,362,118	△ 49,252
(7)	諸収入	26,332	26,333	△ 1
合 計		35,103,353	35,461,610	△ 358,257

歳出

(単位:千円)

項目		A 平成31年度 (2019年度) 当初予算案	B 平成30年度 (2018年度) 当初予算	A-B 対前年度増減
(1)	総務費	509,361	455,325	54,036
(2)	保険給付費	23,853,402	24,090,330	△ 236,928
(3)	国民健康保険事業費納付金	9,776,604	9,840,733	△ 64,129
(4)	共同事業拠出金	10	10	0
(5)	保健事業費	374,846	387,197	△ 12,351
(6)	公債費	70	70	0
(7)	諸支出金	574,060	672,945	△ 98,885
(8)	予備費	15,000	15,000	0
合 計		35,103,353	35,461,610	△ 358,257

一 般 会 計 繰 入 金

(単位:千円)

	平成30年度(2018年度)		平成31年度(2019年度)		差
	繰入金	算定方法	繰入金	算定方法	
法定分	保険基盤安定繰入金	2,136,000	保険料軽減相当分	2,120,000	△ 16,000
	事務、人件費不足分	480,177	事務、人件費不足分	525,591	45,414
	出産育児一時金補助対象分	84,000	出産育児一時金の3分の2	70,000	△ 14,000
	財政安定化支援事業分	229,071	財政安定化支援事業実施に伴う影響分	195,699	△ 33,372
	小 計 (A)	2,929,248		2,911,290	△ 17,958
法定外分	地方単独事業国庫負担減少分	52,800	療給国庫負担減少分-府補助金	48,400	△ 4,400
	保険料減免分等	64,000	保険料減免分一部負担金減免分	37,106	△ 26,894
	その他	70	公債費	70	0
	小 計 (B)	116,870		85,576	△ 31,294
	累積赤字解消分 (C)	316,000	累積赤字解消分	316,000	0
合 計 (A) + (B) + (C)	3,362,118		3,312,866	△ 49,252	

# 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

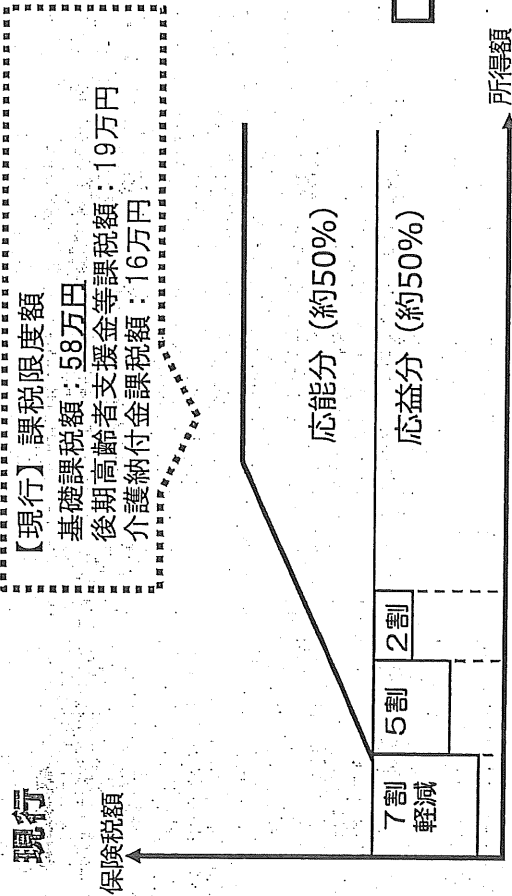
(国民健康保険税)

## 1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円（現行：58万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
  - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額を28万円（現行：27.5万円）に引き上げる。
  - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額を51万円（現行：50万円）に引き上げる。

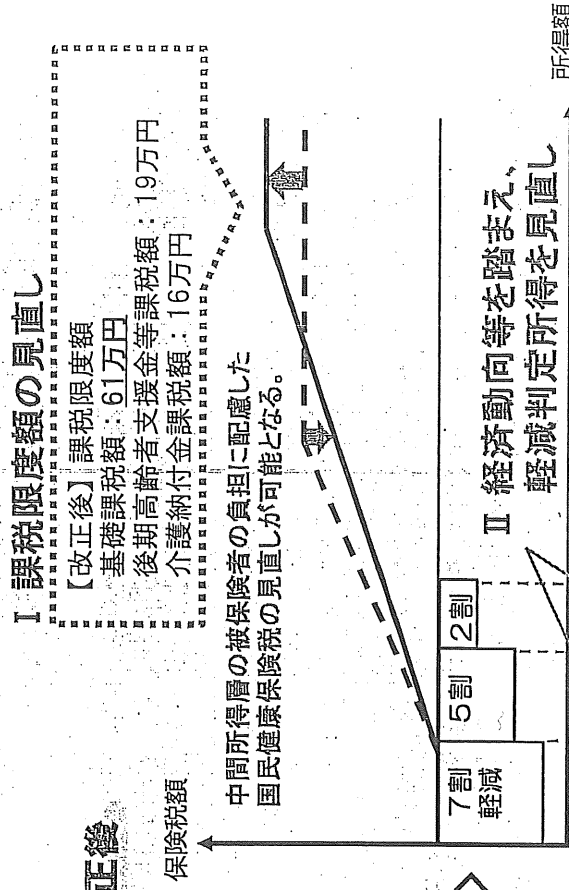
## 2. 制度の内容

現行



【現行】軽減判定所得  
 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)  
 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+27.5万円×(被保険者数\*)  
 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+50万円×(被保険者数\*)  
 \*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

改正後



【改正後】軽減判定所得  
 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)  
 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+28万円×(被保険者数\*)  
 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+51万円×(被保険者数\*)  
 \*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

I 課税限度額の見直し

II 経済動向等を踏まえ、軽減判定所得を見直し

## 賦課限度額改定に伴う国民健康保険料比較

### (介護納付金有 1人世帯)

給与収入	給与所得	①料率改正 限度額93万円(現行) における保険料 (料率14.50%)	②料率改正 限度額96万円(改正) における保険料 (料率14.38%)	差額 ②-①
0	0	31,850	31,850	0
650,000	0	31,850	31,850	0
980,000	330,000	31,850	31,850	0
1,250,000	600,000	92,230	91,910	-320
1,500,000	850,000	181,570	180,950	-620
2,000,000	1,220,000	235,200	234,130	-1,070
3,000,000	1,920,000	336,630	334,720	-1,910
4,000,000	2,660,000	443,840	441,040	-2,800
5,000,000	3,460,000	559,760	556,000	-3,760
6,000,000	4,260,000	675,680	670,960	-4,720
7,000,000	5,100,000	787,770	782,040	-5,730
7,500,000	5,550,000	838,930	832,670	-6,260
8,000,000	6,000,000	890,100	883,290	-6,810
8,500,000	6,450,000	930,000	930,180	180
8,750,000	6,675,000	930,000	949,140	19,140
9,000,000	6,900,000	930,000	960,000	30,000
9,500,000	7,350,000	930,000	960,000	30,000

### (介護納金2人とも有 2人世帯)

給与収入	給与所得	①料率改正 限度額93万円(現行) における保険料 (料率14.50%)	②料率改正 限度額96万円(改正) における保険料 (料率14.38%)	差額 ②-①
0	0	42,460	42,460	0
650,000	0	42,460	42,460	0
980,000	330,000	42,460	42,460	0
1,250,000	600,000	109,890	109,570	-320
1,500,000	850,000	146,120	145,490	-630
2,000,000	1,220,000	242,200	241,130	-1,070
3,000,000	1,920,000	371,940	370,040	-1,900
4,000,000	2,660,000	479,170	476,380	-2,790
5,000,000	3,460,000	595,090	591,340	-3,750
6,000,000	4,260,000	711,010	706,300	-4,710
7,000,000	5,100,000	812,700	806,980	-5,720
7,500,000	5,550,000	863,870	857,610	-6,260
8,000,000	6,000,000	915,030	908,230	-6,800
8,250,000	6,225,000	930,000	929,970	-30
8,500,000	6,450,000	930,000	948,940	18,940
9,000,000	6,900,000	930,000	960,000	30,000
9,500,000	7,350,000	930,000	960,000	30,000

・現行の賦課限度額は、医療分58万円、支援金分19万円、介護分16万円です。

・改定(案)賦課限度額は、医療分61万円、支援金分19万円、介護分16万円です。

H31軽減基準改正(案)

	現行	改正案
7割軽減	世帯主と被保険者の所得合計が基礎控除額(33万円)以下の世帯	変更なし
5割軽減	世帯主と被保険者の所得合計が基礎控除額(33万円)+ [[被保険者数+特定同一世帯所属者数] × 27万5千円]以下の世帯	世帯主と被保険者の所得合計が基礎控除額(33万円)+ [[被保険者数+特定同一世帯所属者数] × 28万円]以下の世帯
2割軽減	世帯主と被保険者の所得合計が基礎控除額(33万円)+ [[被保険者数+特定同一世帯所属者数] × 50万円]以下の世帯	世帯主と被保険者の所得合計が基礎控除額(33万円)+ [[被保険者数+特定同一世帯所属者数] × 51万円]以下の世帯

所得での比較表(案)

		現行の軽減基準	H31軽減基準(案)
		所得	所得
7割軽減		330,000円以下	330,000円以下 (変更なし)
5割軽減	1人世帯	605,000円以下	610,000円以下
	2人世帯	880,000円以下	890,000円以下
	3人世帯	1,155,000円以下	1,170,000円以下
	4人世帯	1,430,000円以下	1,450,000円以下
	5人世帯	1,705,000円以下	1,730,000円以下
	6人世帯	1,980,000円以下	2,010,000円以下
2割軽減	1人世帯	830,000円以下	840,000円以下
	2人世帯	1,330,000円以下	1,350,000円以下
	3人世帯	1,830,000円以下	1,860,000円以下
	4人世帯	2,330,000円以下	2,370,000円以下
	5人世帯	2,830,000円以下	2,880,000円以下
	6人世帯	3,330,000円以下	3,390,000円以下

政令軽減変更に伴う保険料比較表

1人世帯 介護納付金あり

		政令軽減変更無	現行軽減	政令軽減変更後	新軽減	差額
所得	0円	31,260	7割軽減	31,260	7割軽減	0
	33万円	31,260	7割軽減	31,260	7割軽減	0
	50万円	76,010	5割軽減	76,010	5割軽減	0
	56万円	84,430	5割軽減	84,430	5割軽減	0
	58万円	87,240	5割軽減	87,240	5割軽減	0
	60万円	90,060	5割軽減	90,060	5割軽減	0
	61万円	122,740	2割軽減	91,460	5割軽減	▲ 31,280
	65万円	128,350	2割軽減	128,350	2割軽減	0
	75万円	142,400	2割軽減	142,400	2割軽減	0
	82万円	152,250	2割軽減	152,250	2割軽減	0
	83万円	153,650	2割軽減	153,650	2割軽減	0
	84万円	175,970	軽減なし	155,060	2割軽減	▲ 20,910
	90万円	184,340円	軽減なし	184,340円	軽減なし	0円

現行 5割軽減所得・・・605,000円以下

現行 2割軽減所得・・・830,000円以下



新 5割軽減所得・・・610,000円以下

新 2割軽減所得・・・840,000円以下

2人世帯 介護納付金が2人ともあり

		政令軽減変更無	現行軽減	政令軽減変更後	新軽減	差額
所得	0円	39,720	7割軽減	39,720	7割軽減	0
	33万円	39,720	7割軽減	39,720	7割軽減	0
	50万円	90,090	5割軽減	90,090	5割軽減	0
	70万円	118,190	5割軽減	118,190	5割軽減	0
	80万円	132,240	5割軽減	132,240	5割軽減	0
	88万円	143,480	5割軽減	143,480	5割軽減	0
	89万円	184,620	2割軽減	144,890	5割軽減	▲ 39,730
	90万円	186,020	2割軽減	186,020	2割軽減	0
	100万円	200,070	2割軽減	200,070	2割軽減	0
	120万円	228,170	2割軽減	228,170	2割軽減	0
	133万円	246,430	2割軽減	246,430	2割軽減	0
	135万円	275,740	軽減なし	249,240	2割軽減	▲ 26,500
	140万円	282,760	軽減なし	282,760	軽減なし	0

現行5割軽減所得・・・ 880,000円以下

現行2割軽減所得・・・1,330,000円以下



新 5割軽減所得・・・ 890,000円以下

新 2割軽減所得・・・1,350,000円以下

平成26年度(2014年度)～平成30年度(2018年度) 吹田市国民健康保険 保険料率等推移(予算 告示)

	平成 26年度 (2014) 予算	平成 26年度 (2014年度) 告示	平成 27年度 (2015年度) 予算	平成 27年度 (2015年度) 告示	平成 28年度 (2016年度) 予算	平成 28年度 (2016年度) 告示	平成 29年度 (2017年度) 予算	平成 29年度 (2017年度) 告示	平成 30年度 (2018年度) 予算	平成 30年度 (2018年度) 告示
	所得割率 (%)	7.53	7.57	7.55	7.86	8.15	8.40	8.74	9.01	8.52
医療分	2.66	2.66	2.62	2.69	2.63	2.60	2.72	2.82	2.87	2.89
支援金分	2.84	2.82	2.43	2.27	2.56	2.41	2.44	2.62	2.68	2.58
介護分	13.03	13.05	12.60	12.82	13.34	13.41	13.90	14.45	14.07	14.05
計	12,190	12,278	12,353	12,471	13,246	13,216	13,746	13,944	16,162	15,993
均等割 (円)	4,161	4,190	4,178	4,217	4,213	4,204	4,409	4,473	5,404	5,349
医療分	4,764	5,038	4,327	4,456	4,879	4,705	4,703	4,972	7,192	6,826
支援金分	21,115	21,506	20,858	21,144	22,338	22,125	22,858	23,389	28,758	28,168
介護分	49,493	49,519	49,749	49,746	52,147	52,039	53,378	54,007	49,267	48,662
計	16,891	16,900	16,823	16,822	16,586	16,552	17,122	17,323	16,475	16,275
平等割 (円)	13,789	14,441	12,404	12,672	13,553	13,270	13,316	13,837	11,758	11,165
医療分	80,173	80,860	78,976	79,240	82,286	81,861	83,816	85,167	77,500	76,102
支援金分	510,000	510,000	520,000	520,000	540,000	540,000	540,000	540,000	580,000	580,000
介護分	160,000	160,000	170,000	170,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
計	140,000	140,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000
賦課 限度額 (円)	810,000	810,000	850,000	850,000	890,000	890,000	890,000	890,000	930,000	930,000





(5) 保険料階層別 世帯 平成30年(2018年)3月31日現在

保険料	世帯	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上世帯	合計
2万円以下		2,039	176	72	17	6	76	2,386
4万円 "		10,460	2,103	243	22	6	3	12,837
6万円 "		2,596	248	403	232	54	10	3,543
8万円 "		1,402	457	131	20	2	10	2,022
10万円 "		1,582	619	89	55	9	1	2,355
12万円 "		1,407	769	145	47	16	1	2,385
14万円 "		901	717	143	50	9	4	1,824
16万円 "		684	300	165	43	11	1	1,204
18万円 "		711	615	114	66	14	2	1,522
20万円 "		787	797	65	47	12	3	1,711
22万円 "		703	611	87	32	9	6	1,448
24万円 "		590	395	109	29	12	1	1,136
27万円 "		692	806	165	38	10	4	1,715
30万円 "		492	716	130	44	11	2	1,395
33万円 "		422	618	117	59	14	3	1,233
36万円 "		302	492	108	45	8	3	958
39万円 "		235	411	117	38	14	6	821
42万円 "		189	345	105	41	15	3	698
45万円 "		149	257	86	29	12	7	540
48万円 "		134	185	74	50	9	9	461
50万円 "		64	119	41	17	3	2	246
55万円 "		139	222	77	51	10	2	501
60万円 "		88	150	45	47	14	2	346
70万円 "		145	212	83	64	20	4	528
77万円 "		200	395	96	71	13	6	781
81万円 "		22	30	34	16	12	1	115
85万円 "		24	38	29	15	6	2	114
89万円以下		135	147	153	142	45	16	638
合計		27,294	12,950	3,226	1,427	376	190	45,463

所得階層別 世帯 平成30年(2018年)3月31日現在

所得割算定基礎額	世帯	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上世帯	合計
33万円以下又は不明		18,427	3,692	1,012	372	92	100	23,695
50万円以下		1,054	729	137	58	8	3	1,989
100万円 "		2,976	2,593	464	167	41	11	6,252
150万円 "		1,908	1,980	410	142	46	7	4,493
200万円 "		1,020	1,252	299	133	32	14	2,750
250万円 "		665	825	245	102	28	10	1,875
300万円 "		379	514	139	84	27	13	1,156
350万円 "		197	338	98	68	11	5	717
400万円 "		143	185	62	39	13	3	445
450万円 "		106	148	53	25	11	5	348
450万円超		419	694	307	237	67	19	1,743
合計		27,294	12,950	3,226	1,427	376	190	45,463



介護納付金分を除く  
平成30年度(2018年度)と試算料率年間国民健康保険料の比較表(1~6人世帯)

給与収入	給与所得	1人世帯				2人世帯				3人世帯			
		平成30年度(2018年度)	平成31年度(案)(2019年度)	増減額	増減率	平成30年度(2018年度)	平成31年度(案)(2019年度)	増減額	増減率	平成30年度(2018年度)	平成31年度(案)(2019年度)	増減額	増減率
98万円以下	330,000円以下	25,870円	25,610円	-260円	-1.01%	32,280円	33,100円	820円	2.54%	38,680円	40,580円	1,900円	4.91%
100万円	350,000円	45,420円	44,950円	-470円	-1.03%	56,100円	57,420円	1,320円	2.35%	66,760円	69,890円	3,130円	4.69%
125万円	600,000円	74,100円	73,080円	-1,020円	-1.38%	84,770円	85,550円	780円	0.92%	95,440円	98,020円	2,580円	2.70%
150万円	850,000円	145,920円	143,920円	-2,000円	-1.37%	113,450円	113,670円	220円	0.19%	124,110円	126,140円	2,030円	1.64%
175万円	1,048,800円	168,710円	166,280円	-2,430円	-1.44%	168,540円	169,150円	610円	0.36%	146,920円	148,500円	1,580円	1.08%
200万円	1,220,000円	188,350円	185,550円	-2,800円	-1.49%	188,160円	188,400円	240円	0.13%	205,240円	208,360円	3,120円	1.52%
250万円	1,570,000円	228,500円	224,920円	-3,580円	-1.57%	249,840円	249,850円	10円	0.00%	245,390円	247,730円	2,340円	0.95%
300万円	1,920,000円	268,640円	264,300円	-4,340円	-1.62%	289,990円	289,230円	-760円	-0.26%	311,330円	314,170円	2,840円	0.91%
350万円	2,270,000円	308,790円	303,670円	-5,120円	-1.66%	330,130円	328,600円	-1,530円	-0.46%	351,470円	353,540円	2,070円	0.59%
400万円	2,660,000円	353,520円	347,540円	-5,980円	-1.69%	374,870円	372,480円	-2,390円	-0.64%	396,200円	397,420円	1,220円	0.31%
450万円	3,060,000円	399,400円	392,540円	-6,860円	-1.72%	420,750円	417,480円	-3,270円	-0.78%	442,080円	442,420円	340円	0.08%
500万円	3,460,000円	445,280円	437,540円	-7,740円	-1.74%	466,630円	462,480円	-4,150円	-0.89%	487,960円	487,420円	-540円	-0.11%
550万円	3,860,000円	491,160円	482,540円	-8,620円	-1.76%	512,510円	507,480円	-5,030円	-0.98%	533,840円	532,420円	-1,420円	-0.27%
600万円	4,260,000円	537,040円	527,540円	-9,500円	-1.77%	558,390円	552,480円	-5,910円	-1.06%	579,720円	577,420円	-2,300円	-0.40%
650万円	4,660,000円	582,920円	572,540円	-10,380円	-1.78%	604,270円	597,480円	-6,790円	-1.12%	625,600円	622,420円	-3,180円	-0.51%
675万円	4,875,000円	607,580円	596,730円	-10,850円	-1.79%	628,920円	621,660円	-7,260円	-1.15%	650,270円	646,600円	-3,670円	-0.56%
700万円	5,100,000円	633,390円	622,040円	-11,350円	-1.79%	654,730円	646,980円	-7,750円	-1.18%	676,070円	671,920円	-4,150円	-0.61%
750万円	5,550,000円	685,010円	672,670円	-12,340円	-1.80%	706,350円	697,610円	-8,740円	-1.24%	727,690円	722,540円	-5,150円	-0.71%
800万円	6,000,000円	736,620円	723,290円	-13,330円	-1.81%	757,130円	748,230円	-8,900円	-1.18%	770,000円	769,760円	-240円	-0.03%
850万円	6,450,000円	770,000円	770,180円	180円	0.02%	770,000円	788,940円	18,940円	2.46%	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%
900万円	6,900,000円	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%
950万円	7,350,000円	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%
1千万円	7,800,000円	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%

介護納付金分を除く  
平成30年度(2018年度)と試算料率年間国民健康保険料の比較表(1~6人世帯)

給与収入	給与所得	4人世帯				5人世帯				6人世帯			
		平成30年度(2018年度)	平成31年度(案)(2019年度)	増減額	増減率	平成30年度(2018年度)	平成31年度(案)(2019年度)	増減額	増減率	平成30年度(2018年度)	平成31年度(案)(2019年度)	増減額	増減率
98万円以下	330,000円以下	45,080円	48,060円	2,980円	6.61%	51,480円	55,540円	4,060円	7.89%	57,890円	63,020円	5,130円	8.86%
100万円	350,000円	77,440円	82,360円	4,920円	6.35%	88,100円	94,820円	6,720円	7.63%	98,780円	107,290円	8,510円	8.62%
125万円	600,000円	106,110円	110,490円	4,380円	4.13%	116,780円	122,950円	6,170円	5.28%	127,450円	135,420円	7,970円	6.25%
150万円	850,000円	134,790円	138,610円	3,820円	2.83%	145,450円	151,070円	5,620円	3.86%	156,130円	163,540円	7,410円	4.75%
175万円	1,048,800円	157,590円	160,970円	3,380円	2.14%	168,260円	173,440円	5,180円	3.08%	178,930円	185,910円	6,980円	3.90%
200万円	1,220,000円	177,220円	180,230円	3,010円	1.70%	187,900円	192,700円	4,800円	2.55%	198,570円	205,170円	6,600円	3.32%
250万円	1,570,000円	262,460円	267,680円	5,220円	1.99%	228,040円	232,080円	4,040円	1.77%	238,720円	244,550円	5,830円	2.44%
300万円	1,920,000円	302,600円	307,050円	4,450円	1.47%	319,680円	327,000円	7,320円	2.29%	278,860円	283,920円	5,060円	1.81%
350万円	2,270,000円	342,750円	346,430円	3,680円	1.07%	359,830円	366,380円	6,550円	1.82%	376,900円	386,320円	9,420円	2.50%
400万円	2,660,000円	417,540円	422,350円	4,810円	1.15%	404,560円	410,250円	5,690円	1.41%	421,630円	430,200円	8,570円	2.03%
450万円	3,060,000円	463,420円	467,350円	3,930円	0.85%	484,770円	492,290円	7,520円	1.55%	467,510円	475,200円	7,690円	1.64%
500万円	3,460,000円	509,300円	512,350円	3,050円	0.60%	530,650円	537,290円	6,640円	1.25%	551,990円	562,220円	10,230円	1.85%
550万円	3,860,000円	555,180円	557,350円	2,170円	0.39%	576,530円	582,290円	5,760円	1.00%	597,870円	607,220円	9,350円	1.56%
600万円	4,260,000円	601,060円	602,350円	1,290円	0.21%	622,410円	627,290円	4,880円	0.78%	643,750円	652,220円	8,470円	1.32%
650万円	4,660,000円	646,940円	647,350円	410円	0.06%	668,290円	672,290円	4,000円	0.60%	689,630円	697,220円	7,590円	1.10%
675万円	4,875,000円	671,610円	671,540円	-70円	-0.01%	692,950円	696,470円	3,520円	0.51%	714,290円	721,410円	7,120円	1.00%
700万円	5,100,000円	697,420円	696,850円	-570円	-0.08%	718,760円	721,790円	3,030円	0.42%	740,100円	746,730円	6,630円	0.90%
750万円	5,550,000円	749,030円	747,470円	-1,560円	-0.21%	766,500円	769,340円	2,840円	0.37%	770,000円	788,100円	18,100円	2.35%
800万円	6,000,000円	770,000円	788,520円	18,520円	2.41%	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%
850万円	6,450,000円	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%
900万円	6,900,000円	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%
950万円	7,350,000円	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%
1千万円	7,800,000円	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%	770,000円	800,000円	30,000円	3.90%



平成30年度(2018年度)と試算料率年間国民健康保険料の比較表(1~6人世帯)

給与収入	給与所得	1人世帯				2人世帯				3人世帯			
		平成30年度(2018年度)	平成31年度(案)(2019年度)	増減額	増減率	平成30年度(2018年度)	平成31年度(案)(2019年度)	増減額	増減率	平成30年度(2018年度)	平成31年度(案)(2019年度)	増減額	増減率
98万円以下	330,000円以下	31,260円	31,850円	590円	1.89%	39,720円	42,460円	2,740円	6.90%	46,120円	49,940円	3,820円	8.28%
100万円	350,000円	54,930円	55,980円	1,050円	1.91%	69,020円	73,640円	4,620円	6.69%	79,680円	86,110円	6,430円	8.07%
125万円	600,000円	90,060円	91,910円	1,850円	2.05%	104,140円	109,570円	5,430円	5.21%	114,810円	122,040円	7,230円	6.30%
150万円	850,000円	177,320円	180,950円	3,630円	2.05%	139,270円	145,490円	6,220円	4.47%	149,930円	157,960円	8,030円	5.36%
175万円	1,048,800円	205,240円	209,510円	4,270円	2.08%	206,930円	216,540円	9,610円	4.64%	177,870円	186,530円	8,660円	4.87%
200万円	1,220,000円	229,300円	234,130円	4,830円	2.11%	230,970円	241,130円	10,160円	4.40%	248,050円	261,090円	13,040円	5.26%
250万円	1,570,000円	278,480円	284,420円	5,940円	2.13%	306,640円	319,740円	13,100円	4.27%	297,230円	311,380円	14,150円	4.76%
300万円	1,920,000円	327,650円	334,720円	7,070円	2.16%	355,820円	370,040円	14,220円	4.00%	377,160円	394,980円	17,820円	4.72%
350万円	2,270,000円	376,830円	385,010円	8,180円	2.17%	404,990円	420,330円	15,340円	3.79%	426,330円	445,270円	18,940円	4.44%
400万円	2,660,000円	431,620円	441,040円	9,420円	2.18%	459,800円	476,380円	16,580円	3.61%	481,130円	501,320円	20,190円	4.20%
450万円	3,060,000円	487,820円	498,520円	10,700円	2.19%	516,000円	533,860円	17,860円	3.46%	537,330円	558,800円	21,470円	4.00%
500万円	3,460,000円	544,020円	556,000円	11,980円	2.20%	572,200円	591,340円	19,140円	3.34%	593,530円	616,280円	22,750円	3.83%
550万円	3,860,000円	600,220円	613,480円	13,260円	2.21%	628,400円	648,820円	20,420円	3.25%	649,730円	673,760円	24,030円	3.70%
600万円	4,260,000円	656,420円	670,960円	14,540円	2.22%	684,600円	706,300円	21,700円	3.17%	705,930円	731,240円	25,310円	3.59%
650万円	4,660,000円	712,620円	728,440円	15,820円	2.22%	740,800円	757,480円	16,680円	2.25%	762,130円	782,420円	20,290円	2.66%
675万円	4,875,000円	742,830円	756,730円	13,900円	1.87%	770,990円	781,660円	10,670円	1.38%	792,340円	806,600円	14,260円	1.80%
700万円	5,100,000円	774,440円	782,040円	7,600円	0.98%	802,610円	806,980円	4,370円	0.54%	823,950円	831,920円	7,970円	0.97%
750万円	5,550,000円	837,670円	832,670円	-5,000円	-0.60%	865,840円	857,610円	-8,230円	-0.95%	887,180円	882,540円	-4,640円	-0.52%
800万円	6,000,000円	896,620円	883,290円	-13,330円	-1.49%	917,130円	908,230円	-8,900円	-0.97%	930,000円	929,760円	-240円	-0.03%
850万円	6,450,000円	930,000円	930,180円	180円	0.02%	930,000円	948,940円	18,940円	2.04%	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%
900万円	6,900,000円	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%
950万円	7,350,000円	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%
1千万円	7,800,000円	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%

平成30年度(2018年度)と試算料率年間国民健康保険料の比較表(1~6人世帯)

給与収入	給与所得	4人世帯				5人世帯				6人世帯			
		平成30年度(2018年度)	平成31年度(案)(2019年度)	増減額	増減率	平成30年度(2018年度)	平成31年度(案)(2019年度)	増減額	増減率	平成30年度(2018年度)	平成31年度(案)(2019年度)	増減額	増減率
98万円以下	330,000円以下	52,520円	57,420円	4,900円	9.33%	58,920円	64,900円	5,980円	10.15%	65,330円	72,380円	7,050円	10.79%
100万円	350,000円	90,360円	98,580円	8,220円	9.10%	101,020円	111,040円	10,020円	9.92%	111,700円	123,510円	11,810円	10.57%
125万円	600,000円	125,480円	134,510円	9,030円	7.20%	136,150円	146,970円	10,820円	7.95%	146,820円	159,440円	12,620円	8.60%
150万円	850,000円	160,610円	170,430円	9,820円	6.11%	171,270円	182,890円	11,620円	6.78%	181,950円	195,360円	13,410円	7.37%
175万円	1,048,800円	188,540円	199,000円	10,460円	5.55%	199,210円	211,470円	12,260円	6.15%	209,880円	223,940円	14,060円	6.70%
200万円	1,220,000円	212,590円	223,600円	11,010円	5.18%	223,270円	236,070円	12,800円	5.73%	233,940円	248,540円	14,600円	6.24%
250万円	1,570,000円	314,300円	331,330円	17,030円	5.42%	272,440円	286,370円	13,930円	5.11%	283,120円	298,840円	15,720円	5.55%
300万円	1,920,000円	363,470円	381,620円	18,150円	4.99%	380,550円	401,570円	21,020円	5.52%	332,290円	349,130円	16,840円	5.07%
350万円	2,270,000円	412,650円	431,920円	19,270円	4.67%	429,730円	451,870円	22,140円	5.15%	446,800円	471,810円	25,010円	5.60%
400万円	2,660,000円	502,470円	526,250円	23,780円	4.73%	484,520円	507,910円	23,390円	4.83%	501,590円	527,860円	26,270円	5.24%
450万円	3,060,000円	558,670円	583,730円	25,060円	4.49%	580,020円	608,670円	28,650円	4.94%	557,790円	585,340円	27,550円	4.94%
500万円	3,460,000円	614,870円	641,210円	26,340円	4.28%	636,220円	666,150円	29,930円	4.70%	657,560円	691,080円	33,520円	5.10%
550万円	3,860,000円	671,070円	698,690円	27,620円	4.12%	692,420円	723,630円	31,210円	4.51%	713,760円	748,560円	34,800円	4.88%
600万円	4,260,000円	727,270円	756,170円	28,900円	3.97%	748,620円	781,110円	32,490円	4.34%	769,960円	806,040円	36,080円	4.69%
650万円	4,660,000円	783,470円	807,350円	23,880円	3.05%	804,820円	832,290円	27,470円	3.41%	826,160円	857,220円	31,060円	3.76%
675万円	4,875,000円	813,680円	831,540円	17,860円	2.19%	835,020円	856,470円	21,450円	2.57%	856,360円	881,410円	25,050円	2.93%
700万円	5,100,000円	845,300円	856,850円	11,550円	1.37%	866,640円	881,790円	15,150円	1.75%	887,980円	906,730円	18,750円	2.11%
750万円	5,550,000円	908,520円	907,470円	-1,050円	-0.12%	925,990円	929,340円	3,350円	0.36%	929,490円	948,100円	18,610円	2.00%
800万円	6,000,000円	930,000円	948,520円	18,520円	1.99%	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%
850万円	6,450,000円	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%
900万円	6,900,000円	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%
950万円	7,350,000円	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%
1千万円	7,800,000円	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%	930,000円	960,000円	30,000円	3.23%

